改正後

目次

［第一章～第五章　略］

第六章　信用リスクの標準的手法

［第一節～第三節　略］

第四節　派生商品取引及び長期決済期間取引（第七十九条―第七十九条の四）

［第四節の二～第六節　略］

［第七章～第十一章　略］

附則

（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

［一～七の二　略］

七の三　適格中央清算機関　銀行が第二百七十条の八第一項に定めるところにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を銀行に提供している者であって、次に掲げる者をいう。

［イ～ハ　略］

［八～三十五　略］

三十六　ソブリン向けエクスポージャー　次に掲げるエクスポージャーをいう。

［イ～ヘ　略］

ト　国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポージャー

［チ・リ　略］

［三十七・三十七の二　略］

三十七の三　トレード・エクスポージャー　派生商品取引、レポ形式の取引及び長期決済期間取引（第七十九条第四項に規定する長期決済期間取引をいう。第四十八条第一項第一号及び第七十八条第一項において同じ。）並びにこれらに関する担保の提供により生ずるエクスポージャーをいう。

［三十七の四～八十二　略］

（連結の範囲）

第三条　［略］

2　［略］

3　前二項の規定にかかわらず、銀行が法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社及びこれらの子法人等（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（第五条第二項第一号イ(1)、第二十六条第三項及び第二十八条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

改正前

目次

［第一章～第五章　同上］

第六章　信用リスクの標準的手法

［第一節～第三節　同上］

第四節　派生商品取引及び長期決済期間取引（第七十九条―第七十九条の四の六）

［第四節の二～第六節　同上］

［第七章～第十一章　同上］

附則

（定義）

第一条　［同上］

［一～七の二　同上］

七の三　適格中央清算機関　銀行が第二百七十条の八第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を銀行に提供している者であって、次に掲げる者をいう。

［イ～ハ　同上］

［八～三十五　同上］

三十六　［同上］

［イ～ヘ　同上］

ト　国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー

［チ・リ　同上］

［三十七・三十七の二　同上］

三十七の三　トレード・エクスポージャー　派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポージャーをいう。

［三十七の四～八十二　同上］

（連結の範囲）

第三条　［同上］

2　［同上］

3　前二項の規定にかかわらず、銀行が法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（第五条第二項第一号イ(1)、第二十六条第三項及び第二十八条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。